

住宅金融支援機構証券化住宅ローン「フラット35」

(2019年10月1日現在)

項目	条件等						
1 お借入期間	次のいずれか短い方とします。 (1) 15年以上35年以内 (ただし、申込本人の年齢が60歳以上の場合は10年から返済を可能とします。) (2) 完済時の年齢が満80歳となるまでの期間						
2 お借入金額	100万円以上8,000万円以内(1万円単位)で、住宅建設費または住宅購入価格の100%以下						
3 お借入利率	(1) 住宅金融支援機構から毎月提示される金利(証券化した際に投資家に支払う利息+住宅金融支援機構が証券化事業を運営するための費用)に当行が管理・回収に要する費用を加えて決定します。 (2) 貸出利率は融資実行日の金利です。						
4 ご利用いただける方	(1) 年齢が申込時70歳未満の方 (2) 日本国籍を有する方、永住許可を受けている外国人 (3) 安定した収入のある方 (4) 反社会的勢力に該当しない方 (5) 税金等の滞納がなく、信用上問題のない方						
5 ご返済比率	申込者の年収に対するすべての借入金返済額(他の借入金の返済額も含みます。)の割合は次表のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>年間返済額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>35%以内</td> </tr> </tbody> </table>	年 収	年間返済額の割合	400万円未満	30%以内	400万円以上	35%以内
年 収	年間返済額の割合						
400万円未満	30%以内						
400万円以上	35%以内						
6 お使いみち	(1) 本人が居住するための新築住宅の建設・購入、中古住宅の購入(セカンドハウスも可)および既存住宅ローンの借換え資金 ※リフォームローンは借換え対象となりません。 (2) 親族住居用住宅の建設、購入 イ リフォーム資金、借換え資金は対象となりません。 ロ 財形融資との併せ貸しが可能です(財形融資に第2順位の抵当権を設定させていただきます。) (3) 対象住宅 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共通事項</td> <td>① 住宅の床面積：1戸建住宅等の場合 70㎡以上 共同住宅の場合 30㎡以上 ② 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する</td> </tr> </tbody> </table>	共通事項	① 住宅の床面積：1戸建住宅等の場合 70㎡以上 共同住宅の場合 30㎡以上 ② 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する				
共通事項	① 住宅の床面積：1戸建住宅等の場合 70㎡以上 共同住宅の場合 30㎡以上 ② 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する						

		住宅																
	新築住宅	① 住宅建設費（土地の購入資金を含む。）または住宅購入価格が1億円（消費税含む。）以下 ② 借入申込日において竣工が2年以内の住宅で人が住んだことのない住宅																
	中古住宅	① 購入価格（土地の購入資金を含む。）が1億円（消費税含む。）以下 ② 借入申込日において竣工から2年を超えている住宅または既に人が住んだことのある住宅																
7 担 保	建物およびその土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定させていただきます。																	
8 火 災 保 険	任意の火災保険を付保していただきます。なお、敷地に抵当権を設定しない場合は、住宅金融支援機構を第1順位とする質権を設定させていただきます。																	
9 保 証 人	必要ありません。																	
10 団体信用生命保険	原則として住宅金融支援機構の団体信用生命保険にご加入いただきます。なお、保険料はお客様負担となります。																	
11 ご 返 済 方 法	<p>(1) 返済方法</p> <p>イ 元利均等割賦返済</p> <p>ロ 元金均等割賦返済</p> <p>なお、それぞれについて、元金の40%まで6か月毎の増額返済を可能です。</p> <p>(2) 返済日の設定</p> <p>イ 返済日は、金銭消費貸借契約日の応答日以外の日とします。</p> <p>ロ 第1回返済日は実行日を含め、10営業日目以降の日とします。</p> <p>ハ 貸付利率の変更が予定されている場合で、金銭消費貸借契約日が1日の場合は、28日から30日以外の日とします。</p>																	
12 返済試算額の 入手方法	窓口でお申出いただければ試算いたします。																	
13 住 宅 ロ ー ン 事務取扱手数料	52,800円（消費税込） 実行時に徴収させていただきます。																	
14 その他ご契約に かかる費用	<p>(1) ご契約書類の印紙代</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約金額</th> <th>印紙税</th> <th>契約金額</th> <th>印紙税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額の無いもの</td> <td>200円</td> <td>1千万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>5千万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2,000円</td> <td>1億円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額	印紙税	契約金額	印紙税	契約金額の無いもの	200円	1千万円以下	10,000円	100万円以下	1,000円	5千万円以下	20,000円	500万円以下	2,000円	1億円以下	60,000円	
契約金額	印紙税	契約金額	印紙税															
契約金額の無いもの	200円	1千万円以下	10,000円															
100万円以下	1,000円	5千万円以下	20,000円															
500万円以下	2,000円	1億円以下	60,000円															

	<p>(2) 抵当権の設定費用</p> <p>登録免許税・・・お借入金額の0.4%がかかります(特例が適用される場合があります)。</p> <p>司法書士への登記報酬・・・借入内容により異なりますので、窓口にてご相談下さい。</p> <p>※住宅ローンのお借換えの場合、既存の抵当権の抹消費用が別途かかります。</p> <p>(3) 住宅ローンのお借換えの場合、経過利息、繰上げ返済手数料が別途かかります。窓口にてご相談下さい。</p>
<p>15 金利情報の 入手方法</p>	<p>金利情報は窓口でお問い合わせください。</p>
<p>16 そ の 他</p>	<p>お申込みに際しては、当行および住宅金融支援機構による審査をさせていただきます。審査の結果、ご希望にそえないことがありますので、あらかじめご了承ください。</p>